

医業等を行う方に対する個人事業税の概要

1 個人事業税とは

個人事業税は、個人が行う事業（法定業種に限ります。）に課される県の税金です。

2 納める人（納税義務者）は

事業を行う個人の方です。

3 医業等とは

医業、歯科医業、薬剤師業及びあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業です。

4 税額（税率）

課税所得金額 × 5%（あん摩等の医業に類する事業は3%）

5 納める時期

広域振興局から送付される納税通知書により2回に分けて納めていただきます。ただし、個人事業税が1万円以下の場合、第1期の納期において、全額を納めていただきます。

第1期の納期：8月15日～8月31日（注1）

第2期の納期：11月15日～11月30日（注1）

随時課税（注2）：納税通知書に記載する期限までに納税

（注1）納期の末日が土曜日又は休日の場合には、休日の翌日が納期限となります。

（注2）所得税の修正申告をした場合等に課税されるものです。

6 課税所得金額（＝課税標準額）の計算

次頁を参照ください。

課税所得金額は、原則として所得税法に規定する事業所得の計算の例によって算定します。ただし、社会保険診療所得は除きます。なお、納税義務者の方は、社会保険料分とその他の分を区分経理しなければなりません。区分経理していない場合は、次頁3によって社会保険診療所得（非課税分）を計算します。

（注1）所得税で認められている青色申告特別控除額はありません。

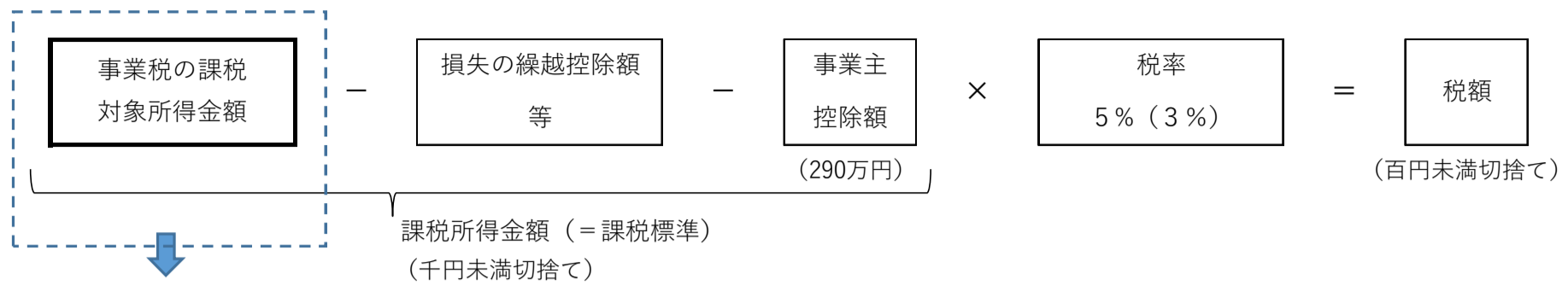
（注2）繰越損失控除等の控除制度が適用される場合があります。

（注3）事業期間が1年に満たない場合は、事業主控除額は月割になります。

お問い合わせ先

| | | | |
|----------------|--------------|----------------|--------------|
| 総務部税務課 | 019-629-5146 | 沿岸広域振興局県税室（釜石） | 0193-27-5522 |
| 盛岡広域振興局県税部 | 019-629-6543 | 宮古地域振興センター県税室 | 0193-64-2212 |
| 県南広域振興局県税部（奥州） | 0197-22-2822 | 大船渡地域振興センター県税室 | 0192-27-9917 |
| 花巻県税センター | 0198-22-4914 | 県北広域振興局県税室（久慈） | 0194-66-9678 |
| 一関県税センター | 0191-34-4661 | 二戸地域振興センター県税室 | 0195-23-9216 |

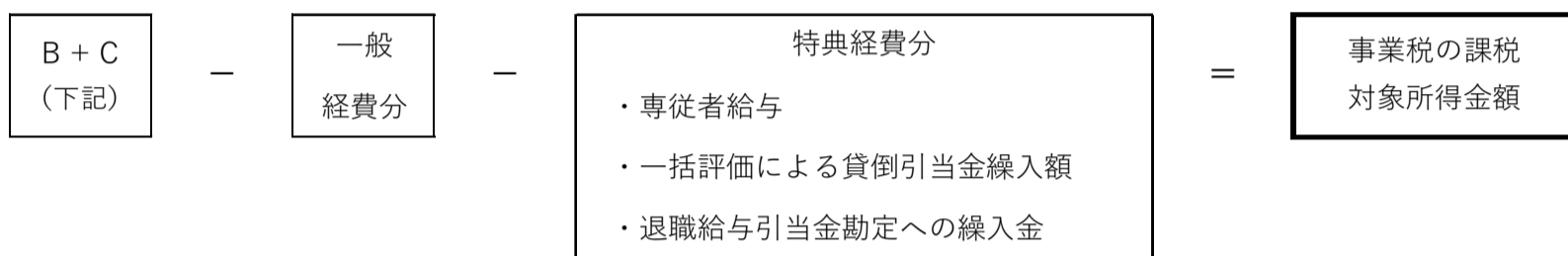
1 事業税額の計算



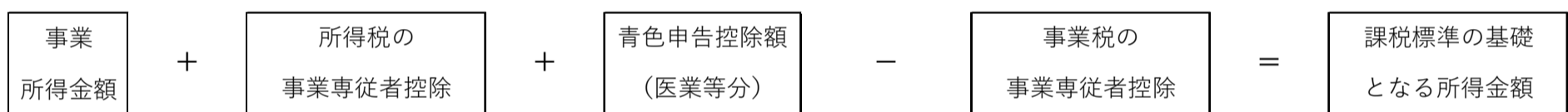
2 「事業税の課税対象所得金額」の計算

(1) 租税特別措置法第26条を適用した場合

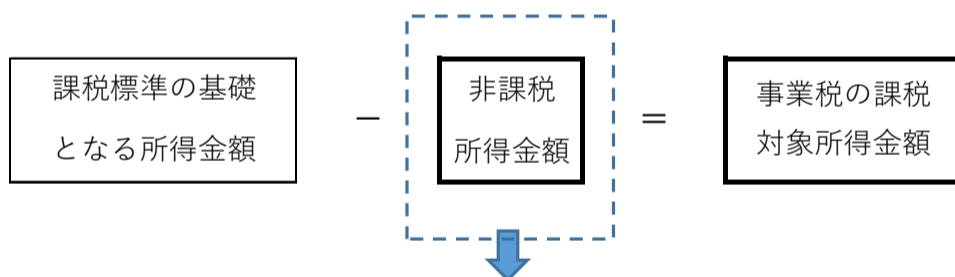
所得税における所得の計算について、租税特別措置法第26条の規定の適用を選択している場合は、社会保険診療及び自由診療のそれぞれの所得金額が別個に計算されるので、その自由診療所得金額を事業税の所得金額とします。



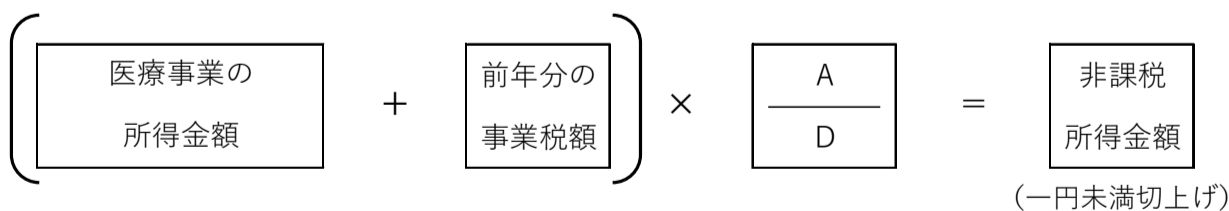
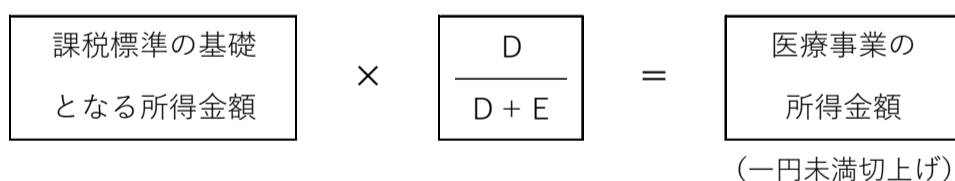
(2) 租税特別措置法第26条を適用しない場合



※ その他の事業の所得金額（区分できるもの）は除きます。



3 「非課税所得金額」の計算



| | |
|-----------------------------|-----------|
| 社会保険診療分の収入金額 | A |
| 自由診療分の収入金額 | B |
| 医療事業の附随収入金額 | C |
| 医療事業の総収入金額 | D (A+B+C) |
| その他の事業の収入金額 (区分できないもののみ) | E |

★ 新型コロナウイルス感染症関連補助金等の取扱い ★

- 医療事業に係る経費の補てんの性格を有している場合は、医療事業の総収入金額 (D) に含めない収入金額として課税標準を算定します。
- 業務の対価として支払われる委託料、協力金等は、自由診療分の収入に含めます。
- 医療事業を継続するための給付金等、社会保険診療、自由診療に区分できないものは、医療事業の総収入金額 (D) に含めない収入金額として課税標準を算定します。

※ 補助金等の取扱いを例示すると裏面別表のとおり。

補助金等の例示

| 事業の名称 | 目的 | 区分 | 実施主体 | 総収入金額に |
|---------------------------------------|--|-------|------|--------|
| 持続化給付金 | 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比50%以上減少している事業者の事業継続を下支えするための給付金 | 減収補填 | 国 | 含めない |
| 事業復活支援金 | 新型コロナウイルス感染症の影響により月の売上が過去の売上と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者に対する給付金 | 減収補填 | 国 | 含めない |
| 新型コロナウイルスワクチン個別接種促進交付金 | 新型コロナウイルスワクチン接種回数の増加を図るため、個別接種に協力する医療機関に対し、接種回数等に応じて交付する交付金 | 業務の対価 | 県 | 含める |
| 新型コロナウイルスワクチン接種時間外等派遣事業費補助金 | 新型コロナウイルスワクチン接種のため、特別な体制を組んで個別接種を行う医療機関や、時間外・休日に集団接種会場へ医療従事者を派遣する医療機関に対し、当該派遣に要する経費を補助 | 経費の補填 | 県 | 含めない |
| 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業 | 新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院等に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助 (R2.4.1～R3.3.31) | 経費の補填 | 国 | 含めない |
| 令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金 | R3.4.1～R3.9.30にかかる感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用を補助 | 経費の補填 | 国 | 含めない |
| 令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金 | R3.10.1～R3.12.31にかかる感染拡大防止に要する費用を補助 | 経費の補填 | 国 | 含めない |
| 雇用調整助成金 | 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動を縮小する事業主が、休業で雇用を維持する場合に、休業手当の一部を助成 | 経費の補填 | 国 | 含めない |
| 新型インフルエンザ等患者入院医療機関等整備事業費補助金(コロナ対応分) | 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関や新型コロナウイルス感染症の疑い例を診察する帰国者・接触者外来、診療・検査医療機関等の設備整備に要する費用を補助 | 経費の補填 | 県 | 含めない |
| インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業 | 都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関(仮称)が、発熱患者等専用の診察室を設けて、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助 | 経費の補填 | 国 | 含めない |

※ 例示にないものは、事業の目的及び内容等から個別に判断します。

県税のホームページ
(けんぜいねっと)
はこちら →

